

1. 件 名：京都大学研究用原子炉（KUR）の変更に係る設計及び工事の計画の承認
申請に関する京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日 時：令和4年8月9日（火） 17時10分～18時25分
3. 場 所
原子力規制庁 10階打合せ卓（TV会議により実施）
4. 出席者
 - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
金子安全規制調整官、立元管理官補佐、加藤上席安全審査官
 - （2）京都大学複合原子力科学研究所
教授 他3名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
 - 資料1：KUR設工認（中央管理室の機能移転、火災対応機器・放送設備の設置）
に係るコメント回答
 - 資料2：KUR設工認（中央管理室の機能移転、火災対応機器・放送設備の設置）
に係るコメント回答
 - 資料3：補足説明

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。そうしましたら定刻になりましたので京都大学KUR設工認のヒアリング始めたいと思います。
0:00:11	そうしましたら資料1に沿って説明の方よろしく願いいたします。
0:00:18	はい、京都大学フジハラです。
0:00:21	では資料1について説明させていただきます。
0:00:24	資料1は、今までのヒアリング資料から、中身としてはそれほど大きく変えておりませんが、構成を見直すということで、これは1からすべて説明した方がよろしい。
0:00:36	いいでしょうか。
0:00:38	規制庁の加藤です。変更点を主にポイントとして説明の方よろしく願いします。
0:00:46	承知いたしました。
0:00:48	それでは変更点についてご説明させていただきます。
0:00:51	前回までの資料ですと、
0:00:56	カテゴリー分類をし、①から④までしていましたが今回の構成見直しによってカテゴリーの分類を、①から③に変更しております。①というのは、

0:01:07	許可基準規則に係る要求事項に該当するもの、②は技術基準規則に係る要望事項のもの。
0:01:15	都丸さんというのが、許可基準にも技術基準にも該当。
0:01:22	でないものという形になっております。
0:01:25	で、今回、この①及び②、③についても、表1から表の3等に整理して、し直してございます。
0:01:33	で、この表1から表3の書き方についても、
0:01:38	説明の文章、
0:01:40	構成にしておりましたものを、該当条文等という形で、該当する条文、許可基準規則の条文及び技術基準規則の条文、
0:01:50	情報をですね、の記載する形に修正しております。また①につきましては、以前の
0:01:58	資料では①と、MSに該当するもの、いわゆる許可基準規則の12条のものは別立てしておりましたがこちらは許可基準規則の中に含まれるということで①の中で、
0:02:10	さらに、MSに該当するものについては、位置付けの欄で記載するようにしてございます。
0:02:17	また、表1の中でですね、ナンバーで言いますと、17番、

0:02:24	うちんと、18番と20番につきましては、一番右の欄のKUR申請書類 経由し、申請書の記載内容の欄を斜線で、特に記載しておりません。
0:02:37	でしたけども、
0:02:39	今回、
0:02:42	聖書の記載としまして8-11-1中央管理津野機能といったところが該 当いたしますので、そこの記載を追記してございます。
0:02:51	また、資料1につきましては今回、円、
0:02:54	資料6としまして、音等、123に該当する条文に関する、
0:03:01	非条文の記載を参考として、許可基準規則の条文、
0:03:06	と。
0:03:06	技術基準規則の領分を挙げまして、その月の中で今回の中央管理室の施 行に関する記載部分について黄色のマーキングを、
0:03:18	した資料をつけてございます。
0:03:22	あと、
0:03:24	すいません、資料ちょっと戻りますが、と資料4で言いますと、25ペー ジになりますが、
0:03:31	技術基準との適合性の一覧表の中ですね、第7条のところの適合性の 要否の欄、以前はハイフンの表記で、

0:03:42	該当しないものという形で書いておりましたけどもこちらは、適合性が不要という形のバスの印に修正する形にしております。
0:03:55	変更点としては以上でございます。
0:03:59	はい。ありがとうございます。規制庁の加藤です。まず1ページ目にコメント回答として、許可基準規則技術基準規則の適合対象予防を表1から表3の通りに、まず整備して、
0:04:18	その結果中央管理室というのは1便目Ⅲにしかないので体験費プラスで整合しているでしょうと。
0:04:25	それとあと、なお書きのところでは中央管理っていうのを一部で、MSに該当しそうなものも、世間ゴショウニンのほうでは書かれているんですけど、
0:04:37	各記載されている理由をもって、そこは中央管理室のものではなく、制御室等のものが該当するという説明を入れていると。
0:04:48	それと、その次のパラにおいては、今回の整理において、どういう適合対象条文が追加になって除外になったかっていう整理を入れていると。
0:05:01	そういうふうにまず※1ページ目に、表1から3の結果を載せていて、それで表1から表3については結構文章が書かれていたものに対して、

0:05:14	技術基準規則と許可基準規則対象条文を明確にわかるよう整理して、さらにN-Sに該当するものについては、
0:05:28	位置付けのところで①でエムエススリーとかを記載しているそういうふうに理解しましたが、それでよろしいですか。
0:05:36	京都大学藤原です。ありがとうございます。おっしゃる通りでございます。ありがとうございます。はい。
0:05:51	規制庁の加藤です本当にごめんなさい、本当に細かいところですが、先ほど説明があったですね、12ページの、
0:06:08	12ページ目のところの一番右の積円弧承認の機会なんですけれど、これあれですよ一番最初に萩野中央管理室、2番のところで、
0:06:19	ただの二つあげ過ぎじゃないかなと思っていて、なぜかっていうと13ページ目の一番下、
0:06:26	13ページ目の一番下も同じ記載なんですけれど、一番会社入りのスピーチがちょっと大きく違って、
0:06:33	多分12ページ目は、施設にこう入れてるんじゃないかなっていうところ、今ちょっと気づきましたので、
0:06:38	審査会合用の資料の時には修正するようお願いいたします。
0:06:47	承知しましたありがとうございます。

0:07:55	原子炉規制庁のタツモトです。1点記載の方針考え方を教えてください。
0:08:02	資料の、
0:08:04	1、
0:08:06	例えば、
0:08:09	全体の12ページ目、
0:08:12	のNo.17とか18では
0:08:16	桐生る。
0:08:17	適合条文があってそれに対しての理由的な記載はないんですけど、その理由の記載があるものとないもの考え方を教えてください。
0:09:07	京都大学の藤原です。
0:09:09	すいません理由を記載しているものにつきましては例えば、
0:09:15	16番、No.16とかでいきますと、理由としまして添付資料2に示す廃棄物処理と水盛田空間線量率でダストモニターの施設を管理を行う場所である廃棄物処理と玄関方とともに中央管理室を当該情報伝達する必要がある場所としているためということで、
0:09:32	要は鉄道管理を行う場所として、その廃棄物処理棟の玄関ホールとかいう別の場所があるんですが、今回この施設、

0:09:42	の管理を行う場所とは別に当該情報伝達する必要のある場所として中央管理室も必要だろうというところの理由があって、今回ここに含めているということで、そういった
0:09:53	ちょっと補足的な説明が必要であると判断したものについてちょっと理由を記載させていただいております。
0:10:31	あ、規制庁タツモトです。
0:10:35	ていうことは、次のナンバー17であれば、警報装置、
0:10:40	お話があって、衛藤基準としては、
0:10:46	35 ページ目ですか。
0:10:49	全体の 35 ページ目。
0:10:52	2、
0:10:54	技術基準規則の 41 条第 1 項があって、
0:10:58	ここで確実に検知して速やかに警報そうする装置。
0:11:03	が設けられていなければならないっていうのがあるんですけど、
0:11:06	ここに対して今、12 ページのNo.17 には、
0:11:11	この理由とかはなく、41 条第 1 項ですってということだけが記載されてるんですけど、そういう場合は、
0:11:19	何か別の場所どうのこうの。
0:11:22	の話はなくて、

0:11:25	中央管理室。
0:11:27	だけにあるということになるんですか。
0:11:31	内容。
0:11:39	京都大学フジハラです。技術基準規則の第 41 条の、黄色マーキングしてあります確実に検知して速やかに警報する装置といったところ。
0:11:51	に関して、我々の方としましては、この、例えばナンバー17 であれば、廃棄物処理場の漏えい警報装置で警報が発報した際に、速やかに、
0:12:03	警報が発報してそれを検知するという意味では中央管理室で発行する必要があると考えておりますので、そうしたところで、この条文に該当する機能として挙げております。
0:14:27	規制庁の加藤ですよろしいでしょうか。
0:14:32	例えばですね今言われた 17 条の技術基準のところの第 41 を警報装置なんですけれど、ここも
0:14:43	歩歩カトウた文章なんじゃないかなと思っていて、制御室の方とかでも警報は多分なれるんだけど中央管理しても必要だと思う。
0:14:54	これが該当してるんじゃないかなと思ってんですけどまずそういう理解で合ってます。

0:15:08	京都大学の藤原です。すいません、とりあえず 17 番に関してはこちらは廃棄物処理場の漏えい警報になりますのでこちらはセールスの方では警報は発報しません。
0:15:20	逆に廃棄物処理場の方では当然アップもするんです。
0:15:26	が、廃棄物処理場の方に領事。
0:15:29	人が常にいるわけではございませんので、定数。
0:15:33	そういった意味で、教授等の対応のために中央管理でも警報を関係と堅持できるように、情報管理室発報させるものでございます。
0:16:33	規制庁の加藤ですよろしいでしょうか。
0:16:37	えっとですねちょっとですね、
0:16:43	例えばなんですけどナンバーズとか、理由とか書かれていて、
0:16:50	この理由っていうのが、何の利用を示してるのかっていうのがわかりづらいというふうに考えていて、
0:16:59	何、何に関して説明するための理由なのかっていうのを、わかりやすくする記載にしてもらうことってできますか。
0:17:28	すいませんちょっとお待ちいただけますでしょうか。
0:17:32	わかりました。
0:19:01	あ、すいません京都大学のカマエでございます。
0:19:05	よろしいでしょうか。

0:19:07	ちょっと今例でナンバー2を、のところ、
0:19:13	例に挙げていただいたので、ちょっとここ、この書き方ですね、例えば理由のところには、
0:19:19	施設の管理そこ管理を行う場所、
0:19:24	が中央観測車であって、本当その中央管理室というのは当該情報伝達必要ある場所と考えると、これその条項が違うんですけども許可基準の中で違うんですけども、
0:19:35	その時に我々としてはですねこの右の方、まず申請書にどう書いてあるかと。
0:19:41	その右でも読んでいただくと、そういう情報が中央観測所及び中央管理室において、警報発生させると。
0:19:49	二つの場所が並列と書いてあって、それはそれぞれの場所での警報の位置付けを、
0:19:56	適宜、許可基準規則との適合の観点から整理をすると、電車が中央観測所は、施設の管理を行う場所、
0:20:06	であって、これ申請書に書いてある、
0:20:09	それで中央管理室は図はどうかということを見たときに、これ、許可基準の適合性からいくと、この今あるように当監視設備、

0:20:19	そういうこれ変な話なんですけども、まず申請書には効果、同じような形で書いてある、それをそれぞれどういう位置付けかということを整理すると、
0:20:30	もう今こういう話になったということでそういうことが他のところでも同じような形で書いてあると、そういう理解なんですけども。
0:20:38	それに対して今加藤さんがありかとされたこと。
0:20:43	今の説明、
0:20:46	んようなことを書く必要があるのかどうかってということなんですけどもいかがでしょうか。規制庁の加藤です今言ったことは重々理解をされていて私が言っているのは、当該条文の頭のところの、
0:21:00	許可期限規則及び技術基準規則への適合性その4行目括弧で理由ってというふうに書いていて、
0:21:08	理由っていうふうに書いているだけだと、何に対する理由なのかがよくわからないので、何々に対する理由とかって書けませんかっていうことを言っているんです。
0:21:20	例えば、
0:22:01	京都大学の藤原なんですけども、
0:22:04	例えばなんですけども、この当該機能、例えばNo.1みたいなのがNo.2なんですけども、その当該機能が、

0:22:12	許可基準規則及び技術基準規則へ該当する理由とか、そういった形の書きぶりにしてはということによろしかったでしょうか。
0:22:47	あ、すみません京大のカマエですけど、一緒に日本語のあれなんですけどとりあえずあれとしての理由のところ、ここで中央管理室にも当該情報伝達必要のある場所と考えているためと、
0:23:00	考えているため、考えてるから今の許可基準 39 条、
0:23:06	に適合すると、そういう意味ではこの最後の語尾が考えているためというところが、ちょっと考えているってだけではなくて、
0:23:14	考えているためというのは、そういう意味で理由と主に書いたわけですけども。
0:23:19	なかなか
0:23:22	日本語の表現の問題ですけど、
0:23:25	規制庁の加藤です。ちょっと根本なんですけれど、うちのまず疑問は何で、理由を書いてあるところと、理由が書いていないところがあるの。
0:23:37	から始まっているんですね。
0:23:39	だから、具体的に言うとナンバー1 位に対しても、理由は書かれていない。
0:23:46	ただそれ以外の、
0:23:48	そこに該当する部分は理由を書いている。

0:23:52	それで技術基準規則のところは理由が書いていない。
0:24:01	だからこそ、書いてある理由のところに対しては、何でその理由を書く必要があるか、何々を説明するための理由だったり、
0:24:11	何かしら理由だけじゃなくて何を説明するための理由なのかっていう整理が必要なんじゃないかっていう観点で言っているわけです。
0:29:29	これは意味でとってる。
0:29:31	規制庁のカトウですよろしいですか。
0:29:33	兵藤さんよければなんですけど、理由っていうふうを書くんじゃなくて、中管理室が該当する理由っていうふうに記載するっていう案ではいかがでしょうか。
0:29:48	単に理由っていうふう書くと、何の観点の理由かっていうのがよくわからなくて、
0:29:54	書かれている内容的には中央管理室が該当する理由を書いていると思いますので、
0:30:01	括弧理由じゃなくて括弧中央管理課が該当する理由括弧閉じ。
0:30:07	ではいかがでしょうか。
0:30:14	京都大学の藤原です。ありがとうございます。
0:30:17	はい。東京、中央管理部。

0:30:20	該当する理由というな形でうかがわせていただきたいと思います。あと一部非該当のものもございますので、非該当となっているものに対しての理由については非該当の理由という形にさせていただこうと思います。
0:30:32	お願いいたします。
0:36:06	規制庁タツモトです。
0:36:08	衛藤。私の最初の、
0:36:12	質問に戻ると、資料の12ページ目。
0:36:16	No.1078。
0:36:19	で、理由がないのは何でなんですかっていうところから始まっているんですけど、
0:36:23	衛藤。
0:36:26	議会としては、許可基準ナンバー17と18については、許可基準規則上の要求はありません。
0:36:34	ただ、自主的になるんですかね許可の申請書のほうには書いてます。
0:36:41	なので、
0:36:43	理由は記載してません。
0:36:46	という流れなのかな。
0:36:48	という理解してますけど、もし何かそういう、

0:36:51	考え方があって理由を、
0:36:55	それなんか衛藤考え方許可の、
0:36:59	この規則じゃなくて申請書上はあって、
0:37:02	今どこまで書くかにもいるんですけど、
0:37:06	理由的なことはナンバー1078でも何かしら書く必要があるのかなと思っ ていて、
0:37:37	まあ、多分ここなんですよ。
0:37:38	何か知らないけどはい。
0:41:15	すいません。京大のカマエですけども、
0:41:18	ちょっとまだちゃんとしてなくて、
0:41:21	少なくとも今の
0:41:25	17番ですね。
0:41:27	一応技術基準。
0:41:29	のみが、
0:41:30	適合する。
0:41:32	条文と書かれてて、この技術基準の41条はそのあとの方に、
0:41:39	技術基準そのものが書かれて
0:41:41	その黄色で網かけした部分をちょっと書いてあるんですけど、そういう ことでここに上がってるんですけど、

0:41:49	もともとの技術基準だけが適用、ここに適用を示されてるのは、これ新規制の時に、
0:41:57	設工認をお取り直し取り直したというか規制庁から指示があって、
0:42:02	特にこの許可基準との適合性は、特に当然
0:42:08	必要がないということで申請書にも書かれてなくて、それで最終的にただ施工にとってるので、もうこれは技術基準との適合性が要るだろうということで今回上がったわけですね。
0:42:19	そういうそういう背景があって起きたんですけども、そのときに、今の理由、
0:42:24	理由という意味ではですね他は、例えば書いてある理由はですね、例えば非該当だったというところはその理由が書いてます。なぜ非該当なのかと。
0:42:34	それと、条項条文が該当するところは、これは申請者の方に、いろいろ参考図はずっとこれ違反してますけど、
0:42:43	いろんな放射線モニターであったりですねそういうデータはまず、
0:42:48	そこにありますように、
0:42:51	ちょっと待ってくださいね。文章的には、
0:42:55	施設を、施設の管理を行う場所と、これ参考図にこう書いてあって、
0:43:01	それを、

0:43:02	それとともにですね中央管理者の方にデータが行くことになってるので、
0:43:07	そういう位置付けを、この許可基準の中で、もうこれ後付ではないんですけども、
0:43:13	そうすると、今のような警報装置、監視装置ですね。
0:43:19	そういうところが当てはまるということでその理由をこう書いたわけですね。
0:43:25	だからす、そういう今の整理なんですね、利用料を書いてるん。
0:43:29	整理は、
0:43:31	非該当等なぜ被害等なのかということと、
0:43:35	それと該当するんだけどこの俺はやっぱりそのスパン構図、
0:43:40	何遍も言いますが、それがやはり申請書の中に、
0:43:44	書いてあるので、そこにも中央管理者が出てきたりしますので、だから、ちょっとそういうところの、二重で監視してる部分があるので、それぞれどういう、
0:43:55	評価基準をはの適合性から、それを位置づけるかということで整理したと。
0:44:01	ということで今の技術基準とのどのところでそこで理由を書くとするば、
0:44:06	す。

0:44:07	当然技術基準で求められていることを、
0:44:10	ありますのでそういう、最後に書いてある、参考で載せます。
0:44:14	黄色で、
0:44:17	打てるようなところを、
0:44:19	何かそういうことしか書くようがないんですけども、
0:44:22	そういうことを求められてるんでしょうかそうすると、例えばそれと、
0:44:26	今理由が書いてないところですね。
0:44:30	最初が一番、
0:44:32	何かそうですねプラーム医療警報のところ、
0:44:35	これは条項だけがこう書いてあってこれはもう当然MSなので、それに それに適用しますと。
0:44:42	関連していくつかの情報にも適用しますと。
0:44:46	ということが書いてあってここにあまり理由は書いてないわけですよ。
0:44:51	だから、その理由の位置付けが少し曖昧という曖昧なんですけど。
0:44:56	我々としてはそういう背景のもとに理由を書いているので、
0:45:01	すべてに書くとすれば当然書き方はゼロではないんでしょう。
0:45:11	駄目ですか。
0:46:21	すみませんカネコでちょっとヒアリング遅れてきたのでご説明いただいた 内容と重複するかもしれませんがちょっと教えてください。

0:46:29	等ですね。
0:46:37	さっきから話題になった17番なんですけど、
0:46:42	17番には理由がなくてですね。
0:46:45	それで、そもそももうここは技術基準規則に係る要求にしかなくて、許可基準には、
0:46:54	要求がありませんよということ。
0:46:57	なんですけども、
0:46:59	許可基準に要求がないのに、
0:47:01	右の欄ですね、許可の申請書に、
0:47:05	書かれているのは、
0:47:08	どういうことなんでしたっけ。まずちょっとこれを簡単に説明していただけますか。
0:47:17	すいません。京大のカマエです。ちょっと本音ベースで、これ録音かもしれないんですけど、
0:47:23	今先ほど申しあげましたように、この1758もそうなんですけど、当然許可基準の中には、許可基準の適合性としては、新規制の時にもう、
0:47:34	あれを、議論がなくて、
0:47:36	それで、ただ設工認が要ると、いうことを、そのときに言われて、そうすると設工認ですから当然技術基準との適合性と、

0:47:44	ということでこの 41 条ということであったわけですが、 冒頭右の、
0:47:50	その申請書との関係で、右は本来斜線を引かれてたんですけども、特に これを読めるところがなかったので、
0:47:58	ただ、許可基準との関係としてやっぱり読めないはずということも あってですねそれで我々としては中央管理室には各種推計法の各種です から、
0:48:08	どれが泥棒って書いてないんですけども、そうすると、これを位置づけ るためには、この記者が、その背景としては、
0:48:16	扱えると許可基準との関係ですね、そういう意味で、許可基準のコッ クスの城が書いてないんですけど、
0:48:23	一応本音を言いますとそういう流れの中で今きたと。
0:48:28	ということだけは
0:48:30	ご理解ください。
0:48:31	はい。よく理解できましたありがとうございます。
0:48:35	そんなことかなと思ってました了解です。あと、もう 1 点ね、同じ 17 番なんですけど、
0:48:43	技術基準の 41 条の第 1 項を見ると、
0:49:00	警報を

0:49:09	うん。
0:49:11	確実に検知して速やかに警報する装置を設けなさいという要求はあるんですけど、
0:49:17	どこに設けろっていうのは書いてない。
0:49:20	ですよ。なので、
0:49:21	これは別に制御室に設けたって、何か中央管理室以外のところに設けたって、
0:49:28	構わないと思うんですけども。
0:49:30	あえてここで41条の第1項について中央管理室に設置が要求されているというふうに、こう判断されたっていうのかな、その理由は何なんでしょう。
0:49:45	依田のカマエですけども、それ先ほど少しお話しましたけども、
0:49:52	当然中央会さんも24時間体制で、すべて誰かが必ずずっといるということで、これは速やかにと、ことを、流出すればですね、
0:50:02	当然請求数は運転中しか言いませんので、ということもあったり、当然廃棄物処理場もそうですので中央管理室がそういう意味では、そうだと いうことで、中央管理室の方にそういう警報を持ってきてるわけです。
0:50:14	わかりましたありがとうございます。
0:50:16	そうすると、

0:50:20	理由のところはね、多分ねそんなことかもしれませんね書くとする ね。
0:50:24	中央管理室の 24 時間、
0:50:30	職員が滞在しているので、速やか要求に対応するには中央管理室が適切 とかね。
0:50:37	そういうことがあるといいのかなって気がしますんで、
0:50:40	以上 d す。
0:50:45	はい。依田の玉井でございます。はい。ありがとうございますすべて同 じような形式で書くとしたら今、
0:50:53	一つ
0:50:56	英語感をいただきましたように、そういう理由を書く、
0:51:02	運送するということが一つの案ですのでもし、全体的にその整合性から いくと、そういうこと必要であれば、そういう観点から、今書いてない 部分については書くようにしたいと思います。
0:51:38	規制庁の加藤です。資料 1 についてはこちらの確認は以上となります が、兵頭さんよければ次の資料に資料 3 の方の説明の方をお願いいたし ます。
0:51:57	京都大学フジハラです。

0:51:59	資料2について説明させていただきます。資料2につきましては前回のヒアリング7月21日のヒアリングの時と、内容として、すいません、これがちょっと小さいので、マイクに近づけて発言をお願いします。
0:52:15	申し訳ございません。京都大学藤原です。資料2について説明させていただきます。資料2は、前回の7月20、21日のヒアリングの時と、記載内容等に変更等ございませんので、
0:52:30	変更等ございません。以上です。
0:52:34	はい、ありがとうございます。そうしましたら資料3の方の説明の方よろしくをお願いします。
0:52:44	黒田大学藤原です。資料3について説明させていただきます。資料3は補足説明という、
0:52:51	ことで、審査会合の資料とは別の、ちょっと説明という形で資料を作っております。
0:52:58	まず一つ目には、水封操作非常用排風機操作、緊急遮断弁操作についてということで、
0:53:05	異常が発生し、原子炉室の閉じ込めが必要と判断した場合に行う水封操作や、その後必要に応じて行う非常用排風機操作、緊急遮断弁の操作については、原則として、

0:53:18	水封操作は制御室で行い、非常用排風機操作、緊急遮断弁の操作は、水封操作後に、排気機械室、これは原子炉棟にございます排気機械室ですが、
0:53:29	こちらにて行います。
0:53:31	ただし、火災その他の異常な時代により原子炉制御室が使用できない場合は、水封操作非常用排風機操作、緊急遮断弁の操作は中央管理室で行います。
0:53:43	また現時点での社内規定類には、
0:53:46	中央管理室でそれらの操作というのを課さないその他の異常な事態により、
0:53:52	原子炉生物が使用できない場合における対応である旨を明記しておりませんので、今後、下部規定である保安指示書に明記することを考えております。
0:54:02	二つ目。
0:54:03	中央管理室の放送設備の使用についてですが、
0:54:07	運転中における異常な過渡変化や設計基準事故等の異常発生を所内に周知するための緊急放送は、基本的には、制御室の方、ほう素、
0:54:18	設備を使用し、火災その他の異常な事態により、原子炉製油所が使用できない場合に、中央管理室からのスクラムを含めて、

0:54:27	緊急放送も中央管理室の放送設備を使用します。
0:54:32	三つ目。
0:54:33	すみません資料では、資料1の凡例④についてとなっておりますがすみません、修正漏れ、こちら、資料1の方は03までになってますので、
0:54:42	判例③についてでございます。
0:54:46	判例③に位置付けた、中央管理室の機能、
0:54:50	そして、水封操作等ですが、こちらについては、運転中に誤って水封操作をしてしまった場合には、修排風機が提出するため、
0:54:59	施設、多田古藤でございますがこちらに損傷を与えるということはありません。
0:55:05	説明は以上です。
0:55:08	はい、ありがとうございます。何かございますか。
0:55:14	規制庁の加藤です。ちょっと教えてください。1ポツのですね、これらの調査については、今現状定めていないんだけど、今後定めますというふうに理解したんですけれど。
0:55:27	2ポツもう定まってくる。
0:55:31	それとも、2ポツも今後定め、
0:55:35	こちらになります。

0:55:43	京都大学フジハラです。すいません 1 本、2 ポツにつきましても 1 ポツと同じように、特にその火災その他の異常な事態により、制御室が使用できない場合の対応というのか、書き方はちょっとしておりませんので、
0:55:55	2 ポツにつきましても同様に、下部規定である保安指示書に明記したいと考えます。
0:56:02	規制庁のカトウ別ありがとうございます。1 ポツ 2 ポツ対応についてはまず置き方、基本というのか、運転中にしか起こらない事象に対して対応するもので、
0:56:15	その場合ですと制御室に運転班がいますので、もちろんのことながら制御室、もしくは原子炉棟の中にある電気ラックの方に行って操作とか親やると。
0:56:31	それで仮にそことかが、使用できない場合に、机上の措置として、中央管理室を使用すると。
0:56:40	そういう位置付けであるってということなんですね。
0:56:43	わかりました。それと 3 ポツなんですけれど、これ
0:56:52	運転中にもってスイムそうすると支払い空気が停止するってことで、主配送措置が閉止すると。
0:57:04	自動スクラムになったりするんです。

0:57:10	警報が鳴って、例えば何か操作をして止めるっていう話になるのか、自動的にもう支払い、周波周排風機が止まる。
0:57:20	で、安全な状態に自動でなるのかそれともそのあとを何かしらの対応をして、安全な状態を維持するのかであると。
0:57:30	どういう対応だったりになりますかね。
0:57:42	京都大学フジハラです。
0:57:44	踏襲排風機がシステムを自動でスクラムするわけではございません。
0:57:49	おっしゃる通りその周排風機は止まりますと、炉室内の差圧が下がってきますので、そのSARSが下がったことによる警報が発報いたしますので、
0:57:58	それ。
0:57:59	その警報をもって異常を検知するという形になります。その内容に応じて、必要であれば原子炉を停止するという策措置になっています。
0:58:18	はい、わかりましたありがとうございます。
0:58:29	原子炉規制庁のタツモトです。1点教えてください。いや資料3の1ポツ、
0:58:36	の操作のところですけども、
0:58:43	まず、
0:58:46	健康調査は制御室で行いますと。

0:58:51	非常用排風機、緊急遮断弁の操作は排気機械室で行います。
0:58:58	火災によって減少制御室が使えない場合は、
0:59:04	すべての操作水泡操作非常用排風機操作緊急遮断弁の操作、
0:59:09	すべての操作が中央管理室で行いますってあるんですけど、
0:59:14	その緊急制御室が使えないとき、
0:59:17	要は排気機械室、原子炉棟は使えるときに、
0:59:21	その非常用排風機操作とか緊急遮断弁の操作が、排気機械室から中央管 理室に来るのは、
0:59:28	なぜなんですか。
0:59:37	京都大学の藤原です。
0:59:40	原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉棟にある排気機械室が使えるという保証はございませんし、それを使えるかどうか確認して行うよりも、もう確実に使用できるであろう、中央監視の方ですべての操作を行うというのが合理的であると判断しております。
1:00:21	健診カネコです。ちょっと二、三教えて欲しいんですけど、
1:00:26	1 ポツについてですね。
1:00:33	営業室とか中央管理室とカー廃棄物でしたっけ。
1:00:37	同じことができるよ、いわゆる
1:00:42	重複して機能があるもの。

1:00:48	例えば水封操作ってのありますよね。
1:00:52	隣のこれらそれぞれ時間って何があるかっていうのを、この資料3のところにリストアップするってできますか。
1:01:05	9番。
1:01:06	ありがとうございます。すいません申し訳ありませんちょっとよく聞こえなくてですね、すいません。もう一度お願いできますでしょうか。すいませんもう一度言いますんで1ポツについてです。
1:01:16	水封操作等を中央管理室制御室廃血査定中に同じことができる機能を重複して設置してますよね。
1:01:27	で、それがどういう、その重複して設置している機能っていうのは、どういうものがあるかっていうのを漏れなく資料3にリストアップすることができます。
1:01:41	ちょっと京大のカマエですけど、もれなくとおっしゃってるのは他の刑法なんかもいろんなところで重複してあるんですけども、
1:01:49	今おっしゃってるのは、今水封とこの緊急遮断弁、回復操作
1:01:56	#NAME?
1:02:02	法系ホールなんていうのは、先ほど来ずっとお話しますように、
1:02:06	制御に行けば、その中間に持ってきてるとかっていうその、
1:02:09	ごめんなさい操作だけで操作だけ調査、うん。

1:02:15	操作、
1:02:16	外山当然スクラムの話は前からありますよね。うん。
1:02:20	当然そそれ以外に、ちょっと待ってくださいね。水封操作とかスクラム 操作とか、
1:02:26	遮断弁の操作とかありますよね。
1:02:40	これらしかないと思いますね。
1:02:42	これらが中央管理できる以外はないと思う。多分ここに操作って書いて あるじゃないですか。うん。その内、中央管理室以外にも機能持たせてる のはどれか。
1:02:53	いやですから、教材のカマエですけど。はい。今回は中間の機能とし て、リスタート警報を等々21項目ありますよね。その中に来る方とか操 作とかって松宮って書いてあって、そんなこともありますそうそうそう としたらそういうことしかないので、
1:03:09	うん。重複してできるものっていうのは、もうそれしかありません。ご めんなさい操作としてですよ。そう。
1:03:17	あくまでも公認の対象になってる。
1:03:20	猪野。
1:03:23	うん。

1:03:24	についての、多分お問い合わせのご質問だと思うんですけども、それはそこに書いてある所じゃないんですか。
1:03:32	そういうことなのかちょっと私の関心の背景は、同じことが、別々の場所のできる操作って、
1:03:40	何があるのっていうのを知りたいです。はい。はい。それはこの、
1:03:47	繰り返しますが、今設工認が出してる。
1:03:50	中間の機能の中での話なんですかそれとも、
1:03:54	自主的に何かやってることについてはお問い合わせですか。それもね次聞こうと思ったんですよ。自主的要求合わせて、同じことが別々の場所のできるものは何ですか。そのうち、
1:04:07	要求事項として対応してるのは何ですかっていうのを聞きたかった。
1:04:11	例えばそういうふうになって、中央管理者制御室でできると思うんですけど、要求ベースでいうと、中央管理者矢内から制御室だけに要求されてますよね。
1:04:23	はい、そうです。ですからこの今の水封とか緊急遮断弁は③で、これ。
1:04:29	許可基準にも技術基準も該当しないって書いてあるわけですよ。
1:04:33	それはそれです。そうですね。うん。
1:04:36	それで、
1:04:38	なので、この資料1を見れば、

1:04:43	例えば、そうだな、炉心タンクの水これはそうじゃない。うん。
1:04:50	うん他は皆どっかに本家があって、うん。
1:04:55	中間でも合わせてみますっていう、そういう意味の重複はいっぱいほとんど経営放流は大体、ほとんどがそうですか。操作だけじゃちょっと操作はもう操作だから、さっき言いましたように今 21 項目見ていただくと、その三つしか、
1:05:10	A R Mスクラム等ですねは四つですね。うん。
1:05:13	あれしかないと思います。わかりました。で、そのうち、
1:05:18	規制要求として、
1:05:20	これ見りゃいいのがわかりました。
1:05:27	そうすると操作についてだけなんですけど、
1:05:31	同時にそのボタンを押した場合はどっちの信号が優先される優先されるんですか。
1:05:50	すいません京大の玉井ですけど。
1:05:53	今、そこらもちょっと置いといてですね、そこらもそうでしょうけどどっちかが当然先に押せば、
1:06:00	その
1:06:01	優先というよりも先に押せばそちらが多分スクラムして後が落ちたってスクラムはしませんよね。そういう部分を多分、

1:06:08	そのすべてそうだと思います。最初の操作をすればそちら優先されます。早いもの勝ちってことですね。
1:06:16	はい。その通りです。はい、わかりました。じゃ、刀禰。
1:06:20	これら重複して作業ができるもので、
1:06:25	その操作をすると、原子炉が、
1:06:30	安全側、
1:06:32	にならない操作ってありますが例えば、例えば軽水炉でいうと制御棒引き抜きです。
1:06:38	そのボタンを押すことによって原子炉が安定、いわゆる安定ね。
1:06:45	にならない操作ってあります。
1:06:48	不安定側に行っちゃうもの。
1:06:52	京大のカマエですけど、今、
1:06:54	先ほど来少しお話してますその三つ目もそうですけど三つ目でしたね、今回操作、一応その三つしかないというお話で、その下に三つ目に、例えば水封を運転中に中央管理室水封をのんで水をパッと入れてしまうと、
1:07:10	最終的なそこへ、形にするためには大分時間かかりますけども、当然それ、そういう操作をすると先ほど言いましたように、週排風機が止まってしまうので、

1:07:20	その連絡等への影響は当然ないと、そのあと、当然、主排気が止まりますと、当然、差圧が減りますので、当然警報が鳴ると、
1:07:29	当然その、それによっては減少止めると。ただ、そこら間自動的じゃないので、そういう仮定のもとにとめていくということで、全くその以上になる前には検知はできます。
1:07:39	調べたり何か暴走するとかっていう話はありません。やらないですね。わかりましたわかりました。
1:07:48	何か誤って、操作したところ原子炉安全側に結局は行くんですよってそういうことですよ。
1:07:57	はい。清田のカマエですその通りです。
1:08:00	わかりました。そういうことない方法。
1:08:05	だって早い者勝ちだな。了解ですわかりましたありがとうございます。
1:08:19	規制庁の加藤です。ごめんなさい。もう1点教えて欲しいんですけど今回の3ポツで、一番最初に操作をする水封操作について、
1:08:30	記載していただいているんですけど、
1:08:33	誤動作というか誤って落ちちゃったっていう感じになると、水封操作一番最初に決まっているその操作だけではなくって、
1:08:47	企業用排風機の起動時ちゃさ。

1:08:51	それとか緊急遮断弁の操作をしちゃったとかもあると思うんですけど、結局通常、普通の排風機が動いている中で、
1:09:04	非常用排風品をボタンを押したとしても、弁が閉まっているので、結局は最終的には動かなくなるし、
1:09:13	変形遮断弁の方を誤って開けちゃったっていう形になる等、
1:09:22	主排気のラインがそっちにいっちゃうっていうラインになるだけっていうことですかね。
1:09:28	いや結局何、何をここを誤作動誤動作をさせても、結局は設備大丈夫なんですよっていうことを言って欲しいっていう風に聞いているんですけど。
1:09:42	この使用排風機の操作緊急遮断弁の操作をやったとして、施設に特別な影響を与えないっていう理解でよろしいんですかね。
1:09:58	京都大学こちらです。その通りでございます。そこに申請定め量配布等作成も説明くださいものではございませんので問題ない。
1:10:19	規制庁の加藤です。すいません今言ったですね3ポツのシーフ操作以外の操作を誤ってやった時に対しても、こうこうこうこうこういうふうになるので大丈夫ですっていうのは、追加できますか。
1:10:38	わかりました。追記するようにいたします。はい。そうしましたら資料への反映の方をよろしく願いいたします。

1:10:47	岡山。
1:10:49	土肥野口は、
1:10:50	はい、すいません、資料3について資料を請求する方可能なんですがこの追記した資料という等どの場で確認といいますか、させていただければよろしいでしょうか。
1:11:02	ちょっと。
1:11:15	規制庁の加藤です後で回答します。
1:11:21	何々や、
1:11:35	すいません兼子です。1点だけ、資料3で資料一位の、
1:11:40	記載内容をちょっと教えて欲しいんですけども、
1:11:44	資料1の7ページ。
1:11:55	K r 申請書経由支援申請書の記載内容のところの一番最後のパラのところに、
1:12:03	許可書の中に、中央管理室において水封槽さんを、装置を作動させるっていうふうに約束してあって、
1:12:11	だけど、
1:12:13	許可基準規則の要求事項ではないんですっていう。
1:12:17	ことなんですよね。
1:12:18	だから、何だろう。

1:12:21	要求に対する約束じゃなくて自主的に設置しているものなんですからっていう、
1:12:27	理解でいいですか。
1:12:34	京都大学フジハラです。はい。許可基準上で要求されているものに対応するものは、
1:12:41	あくまでも制御室での操作ということで中央管理所の操作っていうものは、自主的なものであるという、
1:12:47	ものでございます。
1:12:49	はいわかりました東西M a a S。
1:13:22	はい。こちらからの確認は以上となりますが京大の方から何かございますか。
1:13:39	やっぱ、
1:13:40	何かフジハラずフジハラですこちらからは特にございません。
1:13:45	はい。よろしいですかね。そうしましたら本日のヒアリング、終わりにしたいと思います。お疲れ様でした。